

定住促進住宅取得等奨励金制度（新築・購入）の申請手続きの流れ

STEP 1 請負の契約を締結したら

→**契約の日から2カ月以内に**

定住促進住宅取得等奨励金交付申込書(様式第1号)を提出

添付書類

- ・ 請負契約書又は売買契約書の写し
- ・ 建物平面図等（増改築、改修の内容がわかるもの）
- ・ 延床面積のわかるもの（平面図に記載がない場合）
- ・ 建築年がわかるもの（中古住宅の場合）
- ・ 町内建築業者が対象住宅の建築を請け負ったものである場合は、建築業法の許可を受けたものであることを証する書類、又は本町に営業所若しくは事務所を有することを証する書類



STEP 2 家屋の引き渡し済み、登記が完了したら

→**家屋の登記日以降、6カ月以内に**

取得した家屋に入居

STEP 3 対象家屋に入居し、その年の12月31日まで引き続き居住したら

→**翌年の2月1日～3月15日までに**

定住促進住宅取得等奨励金交付申請書(様式第2号)を提出

添付書類

- ・ 承諾書兼宣誓書（様式第3号）
- ・ 対象住宅および土地の登記事項全部事項証明書（コピー可）
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末時点での残高が確認できるもの（コピー可）
- ・ 請負契約書又は売買契約書（交付申込み後に変更があった場合のみ）
- ・ 建物平面図（交付申込み後に変更があった場合のみ）
- ・ 耐震基準に適合することの証明書（昭和56年以前に建築された物件の場合のみ、コピー可）

※申請手続き時には**認め印**と、奨励金の振込先となる**通帳(申請者名義のもの)**をご持参ください。



○申請いただいた内容を審査し、条件を満たしていると認められる場合、定住促進住宅取得等奨励金交付決定兼確定通知書を送付いたします。

STEP 4 定住促進住宅取得等奨励金請求書(様式第7号)を提出

※STEP3の手続き時に同時に提出可

○後日、商品券交付分を控除した交付決定額を指定口座に振り込みます。

次ページもご覧ください。

商品券交付手続き

STEP 5 商品券の交付を受けるには

→交付決定を受けた年の4月(別途通知する期間中)に

役場庁舎3階 企画課で受領

必要なもの

- ・ 定住促進住宅取得等奨励金（商品券分）交付決定兼確定通知書の原本
- ・ 受領書 ※確定通知書に同封
- ・ 受領者の運転免許証、マイナンバーカード等、現住所・氏名・生年月日が確認できるもの
- ・ 受領者の認印

注意事項

※交付申請の期限を過ぎると交付が受けられなくなります。

※奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや、居住開始日から5年以内に対象住宅を売り渡したとき、町外へ住所を移したなどのときは、奨励金の全部、又は一部を返還いただくことがあります。

申請先・問合せ先

石川県河北郡津幡町字加賀爪二3

津幡町総務部企画課

TEL: (076) 288-2158 (直通)

FAX: (076) 288-6358